

障害のある人への差別をなくそう



## 誰もが、その人らしく自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現へ

わたしたちのまち尼崎市にはさまざまな人が暮らしています。誰もが学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人には、日常生活や社会参加をさまたげる障壁や差別があります。

重したがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、障害を理由とした差別をなくすことが必要です。市民一人ひとりが障害の理解を深め、誰もが



# 一个公路是不是

障害者差別解消法では、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別 をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

障害がある人に対しては、 差別や偏見を持つことなく、 正しく理解して接しましょう。



視覚障害のある人が、駅の ホームで線路へ転落しないよ う、危ない時には声をかけま しょう。



移動に時間がかかる人がい る場合は、個人差があること を理解して、無理に急がせな いようにしましょう。



こま 困っている様子の障害のあ る人には、手伝いが必要か尋 ねてから、協力を申し出ま しょう。



精神障害、知的障害、発達 障害がある人などと話すとき には、「ゆっくり・はっきり・ ていねいに 話しましょう。



視覚障害のある人を誘導す る点字ブロックの上には、障 害物を置かないようにしま しょう。



### ポイント

	* とう さべつてきとりあっか 不当な差別的取扱い	ごうりできはいりょ ていきょう ※1 合理的配慮の提供 ※1
Sに	***/********************************	法的義務
民間事業者など※2	*** <u>*</u> ********************************	でりょく ぎ む <b>努力義務</b>

- まな配慮が求められます。
- 個人事業者や NPO 法人など非営利事業者も含まれます。

#### はデがい りゅう さべつ こま そうだんまどぐち 障害を理由とする差別で困ったときの相談窓口

あまがさき ししょうがいふく し か**尼崎市障害福祉課** ☎ 06-6489-6577 Fax 06-6489-6351







